

8. 水道料金の基本料金を免除します(市)

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済的に甚大な影響をもたらしている現下の状況を踏まえ、市民生活及び企業等の負担軽減を図ります。

2 実施内容

水道料金の基本料金を、令和2年6月請求(5月検針)分から11月請求(10月検針)分までの6か月間、免除します。

対象者：春日井市の水道を使用しているすべての給水契約者(一般家庭及び事業者)
〔ただし、官公庁を除く〕

内 容：水道料金の基本料金を免除

奇数月検針の地区：6月、8月、10月請求分

偶数月検針の地区：7月、9月、11月請求分

3 予算額

860,000千円(税込)

内訳 基本料金免除分 143,000千円/月×6か月(858,000千円)
システム改修等 2,000千円

4 対象件数

一般家庭：約119,000件

事業者：約13,000件

5 その他

◆口径毎の基本料金(1か月・税込)

口径	基本料金	口径	基本料金
φ13	825円	φ40	7,084円
φ20	1,177円	φ50	10,670円
φ25	2,167円	φ75	26,829円
φ30	3,806円	φ100	45,936円

◆水道料金等のお支払いが困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、水道料金等の支払いが困難な方に、納入に関する相談に応じています。

(上下水道業務課)